

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
 ～二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法の追加～

平成 31 年 2 月 28 日

<問い合わせ先>

(独) 自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

標記について、平成 30 年 11 月 14 日から 12 月 15 日までの間、ご意見を募集したところ、3 通（項目数 8 件）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車機構の考え方
<p>保安基準そのものについては使用者、製造者共にメリットのある変更と考えますが、現在四輪車用に導入されているすれ違い用前照灯試験機と同様な技術上の問題が懸念されます。</p> <p>現状のすれ違い用前照灯では、カットオフされた範囲についての照度基準が無い事から、主照射方向以外にも光が集まる点が存在します。</p> <p>この光を既存のすれ違い用前照灯試験機では誤測定する事があり、最高照度点の計測不能が発生します。</p> <p>（スクリーンで最も明るく照射されている点以外の所の数値を表示する等）</p> <p>この事から、「すれ違い用前照灯試験機」を別に導入するのではなく、「現在の前照灯試験機でも対応可能な審査方法」を正式（永続的）な方法として確立することが現実的だと思われま</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご懸念の事項につきましては、四輪自動車の事案を考慮した審査基準としているため、計測不能な場合は発生しないものと考えております。</p> <p>ただし、計測不能な場合が万一発生した場合にあっては、走行用前照灯で審査できるよう規定するなどその対応には万全を期しています。</p>
<p>2(2)「エルボ一点を有する前照灯（協定規則第 98 号及び 112 号）」の判断基準はどのように行うのでしょうか？ 前照灯本体に協定規則の何号か記載があるのでしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>協定規則に基づき認証された装置に関しましては、当該灯火器に認可に基づく E マークが付されております。</p>

	また、四輪自動車と同様な配光である為、目視でも判断可能となっております。
2(2)「四輪自動車において実施している審査方法をベースとし」とは四輪の審査方法と同一(照射方向:エルボ一点、光度:0.6D,1.3L)との理解でよろしいでしょうか?可能であれば、「ベースとし」という表現でなく「同一とし」と変更したほうが、誤解がないと思われま	ご意見ありがとうございます。灯火器の取付高さが1mを超えた場合など一部審査方法が異なるためこのような表現とさせていただきます。本改正に関し、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。
2(2)「エルボ一点がない前照灯(協定規則第113号)」の判断基準はどのように行うのでしょうか?前照灯本体に協定規則の何号か記載があるので	ご意見ありがとうございます。協定規則に基づき認証された装置に関しましては、当該灯火器に認可に基づくEマークが付されております。また、協定規則第113号はエルボ一点がなく、水平な配光である為、目視でも判断可能となっております。
2(3)「現在の前照灯試験機でも対応可能な審査方法」は、四輪自動車と同じ審査方法である「エルボ一点を有する前照灯(協定規則第98号及び112号)」も含まれますか?	ご認識のとおりとなります。
2(3)②1「カットオフライン」とは水平カットラインのみを指していますか?エルボ一点を有する場合、スクリーンH線より上に斜めカットラインが入ってしまうため、どこのカットラインか明確にしておく必要があると考えます。	ご意見ありがとうございます。「カットオフライン」につきましては、審査事務規程1-3用語の定義により定めております。
平成32年7月1日以降の新車が対象とはいえ、二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査に移行した場合、小型二輪認証事業者の負担増に配慮されたい。	設備・体制整備等が整うまでの間は、現在の前照灯試験機による審査方法により審査できるよう規定しており、事業者の負担増にならないように対応しております。
四輪自動車での同様な移行時に検査場機器対応が遅れ混乱した経緯があるため、十分な周知期間をおき、当面は現在の前照灯試験機による審査方法も認めること。	ご意見のとおり対応させていただいております。本改正に関し、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。